

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
E2-5200	乗用遊戯具

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="float: right;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
E2-520	一	乗用遊戯具

<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>

<b>この分類に含まれる物品</b>		
木馬	遊動遊戯具	揺動遊戯具
乗物遊戯具		

**定義**

跨り乗ったり、乗り込んだりして、遊動させたり走行させたりする遊戯に使用する遊戯具を分類する。



E2-5200 登録 1095525  
木馬



E2-5200 登録 1129717  
乗用遊戯具



E2-5200 登録 1021796  
揺動遊戯具

**分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)**

子供用であっても、交通手段等が主用途となっている物は除く。遊動円木(E2-530)、ブランコ(E2-531)、シーソー(E2-532)、遊園地用遊戯機械(E2-7)、子供用自転車(G2-4)を除く。三輪でも四輪でも自動車タイプの覆い部のあるもの(動物のような具象型も含む)はE2-521。車輪数に関わらず、サドル、足こぎ部、ハンドル等があり、形態が幼児の三輪車に近似するものはE2-522。E2-521, 522に該当しない子供の乗用遊戯具はE2-5200。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		